

今後の商工業等に係る営業損害の賠償に関する説明会議事録

- 1 日時 平成27年6月26日(金) 10:00～12:10
- 2 場所 ウェディングエルティ「ハートン・シエラ」
- 3 出席者 福島県原子力損害対策協議会
計 106団体 162名出席
関係省庁等
内閣府
経済産業省資源エネルギー庁 ほか
計 7名出席
東京電力株式会社
執行役員福島復興本社副代表 ほか
計 18名出席

□質疑応答結果

質問1【私学団体総連合会】

- 2点確認させていただく。集中的に自立支援施策を展開する期間を設けることと、賠償を終了することは話が違うのではないか。集中的に自立支援施策を展開する期間の結果、地域が復興し、生活基盤が整えられ、働く場が確保された時に初めて、賠償を終了するという話が出るのが、本来の筋でないのか。
- 2つ目は、相当因果関係について。他人に損害を与えた場合、被害者が、被害を受けたことの相当因果関係を立証することになるが、原子力損害は特殊で、事故が大規模、専門的になるため、東京電力側で「これは、事故とは関係ない損害ですよ」と証明できなければ、損害賠償することが当然であり、住民の方が、事故がなくても、こうしたことが起こったのだと納得すれば、賠償しないのもやむを得ないと思う。もしそれを東京電力が証明できないのであれば、真摯に対応いただきたい。

質問1に対する回答【内閣府】

- 事故からすでに4年が経ち、まだ事業再開がなされない方が多数おられるという現実がある。事業再開をなるべく早期に、また、他の道に進まれる場合でも、なるべく早期に道筋をつけられるように、国としても、県とも連携しながら、しっかり進めたいと考えている。それぞれの省庁が連携しながら、国として損害の解消が図られるよう、全力を挙げて支援していきたい。賠償については、東電が適切な対応を行い、その後も、しっかり個別事情を踏まえて適切に対応するよう指導する。また、この2年間で、事業再建策が終わ

りというわけではなく、その後も必要なものは行っていく。

【資源エネルギー庁】

- これまで、紛争審査会の指針で、特に福島県の場合は、相当因果関係は問わないで、減収があれば全部賠償してきたが、時間とともに状況が変わってきたので、工業統計などの様々なデータを見ている。売り上げが戻っているところもあるし、全く戻っていないところもある。紛争審査会の指針の中にも、「当面は客観的なデータを見ながら」とあり、客観的にどうかという部分は、被害者の方がまず証明ではなく、我々が見なければならぬと思っている。
- 「被害者の方の納得」については、なかなか難しいところがあると思っている。東京電力が、「東電から見るとこうなのだが、いろいろと話を聞かせてください」というプロセスを丁寧に行い、それでもまとまらず、最後にどうするかという時、ADRなど様々な第三者のプロセスもあると思っている。
- いずれにせよ、相当因果関係の挙証の転換が容易にできるとは思っていないし、まさしくそうした現場のところをきちんと見させていただきたい。

【東京電力】

- 今回の賠償、2年間の集中期間への協力という意味合いについては、国にも本腰を入れた協力をいただけるということであるので、弊社としても、賠償はもちろん、その他の部分も頑張りたい。
- その上で、当然、個別の事情をしっかりと対応させていただき、今回お支払いさせていただく賠償金についても、避難指示区域内であれば、今、得られている利益や減収率に関係なく、100%の減収の2倍という形であるし、避難指示区域外については、過去の逸失利益の2倍ということで、必ずしも2年間分相当額ということではないことを御理解いただきたい。
- 2点目については、相当因果関係の話であるが、私どもから確認できるところは私どもでしっかりと確認させていただき、その上で、どうしても、請求者の方の主張と弊社の認識が違う場合は、請求者の事情をお伺いしないと、我々が賠償させていただく術がないということになるので、場合によっては、請求者の方のところに出向いて行くなどしながら、しっかりとお話をさせていただきたい。

質問2【老人保健施設協会】

- 資料1-2の、17ページ⑧の「医療・介護・福祉施設再開・整備のための支援策」について質問させていただく。「医療・介護・福祉施設も整備する必要があり」、「専門職の人材確保も必要である」とあるが、なにか付け加えられたような感じ。改めて福島県の、なにかんづく浜通り地区の原発の震災の復興のためには、医療と介護の整備が不可欠である。とってつけたよう

な「も」は是非外していただきたい。

質問2に対する回答【内閣府】

- 御指摘の件は、もつともだと思う。住民説明会においても、医療・介護施設も含め、福祉施設についてももしっかり整備すべきだという話も頂いている。また、人材確保も重要という認識であり、何かとってつけたという認識はない。当然、施設の整備は大事だが、人材確保は、特にこの地域については、そこに戻って仕事をする人がいなければ、住民の方も心配で戻れないし、また、商売される方も住民の方がいなければ戻れないというのは、実感として分かっているので、「人材確保は極めて重要」という認識でいることを改めて申し上げさせていただく。

質問3【労働組合総連合会】

- 国に質問する。2年間の集中的な自立支援策後の賠償継続について、個別の事情を踏まえて適切に対応するとしているが、この判断基準を明確にすることは、現段階では困難と回答している。一方、東電はやむを得ない特段の事情という表現で回答している。いずれにしても、この判断基準が二重三重の高いハードルとなれば、実質的な賠償打ち切りとなる。終期の判断に当たって、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的。こうした中間指針の原則に則って判断するということがよろしいか。

質問3に対する回答【資源エネルギー庁】

- 損害が元に戻れば賠償が終わる。それはある意味当たり前だが、逆に、それが長期に及ぶ場合も前提にしながら、事業者の方に損害回避の努力もしていただき、賠償に一定の限度がある中で、その限度を踏まえ、どう運用するかという中で、いわゆる公共用地補償の廃業の場合のみなし規程、こういうものも指針の中には書いてある。従って、元に戻った時の一点だけのことが指針に書いてあるわけではなく、複数のことが書かれた上での議論で、その旨を回答させていただいている。ちなみに、公共用地補償の考え方は、収入の全額ではなくて、減収分の2か年分というのが元々の営業損害賠償の考え方の起点になっている。これまで、減収分ではなくて、100%の減収とみなした金額で4年分をお支払いし、今回、区域内については、さらに、年間逸失利益の2倍相当額ということである。決して、公共補償の状況と同じであるわけではないので、その金額と同じと言うつもりもないが、一方で、その全額の3倍にもなっているということも御認識いただかなければならないと思っている。それで、一律にお支払いした上で、更にまだやむを得ない事情があるということも明記させていただいているので、なるべく多くの方が、一定のこれまでの賠償プラス今回の措置に含まれるように、なおかつ、また様々な事情があって、特別なことがあれば、賠償には応じるように東京電力

に重ねて指導をしている。

質問 4 【労働組合総連合会】

- 基本的な考え方として、「中間指針の大原則、これに従う」と一言答えていただければ、皆さんも納得すると思う。

質問 4 に対する回答【資源エネルギー庁】

- 中間指針の原則には従うが、指針には、元の状態に戻ったところの一点だけではなく、複数のことが書かれているということも併せて申し上げなければならない。ここで片側だけ申し上げては、むしろ中間指針の趣旨に反する。中間指針の原則が、東京電力が今後行っていくべき、またはこれまでやってきた賠償の大原則であるということについては何の異議もない。

質問 5 【養鯉事業振興会】

- 新聞等で、私たちが魚を育てている山において、沼の底土を取り除かない問題を書かれる度、風評被害が起こる。今後、養鯉事業の賠償がどの範囲に入るのか教えていただきたい。

質問 5 に対する回答【資源エネルギー庁】

- 農林漁業については、従来 of 賠償を続けるということを考えている。鯉の養殖は、漁業に入っていると思うので、従来通りの賠償を続けるということだと理解している。

質問 5 に対する回答【東京電力】

- 詳しく個々の事業者からお話を聞くという大前提だが、大枠として、鯉の養殖は農林漁業の枠組で、まず平成 28 年 12 月まで従来通りの賠償を継続させていただく。その後については、別途、取扱いを考えさせていただきたい。

質問 6 【生活協同組合連合会】

- 東電に確認だが、資料 17 ページの注意書きの 3 つ目、「加工流通業、製造業、サービス業等を営まれている事業者さまで、実質的に農林漁業と同等の損害が生じている場合」とは、具体的にはどのようなことをイメージしているのか。

質問 6 に対する回答【東京電力】

- 農林漁業と同等の損害が生じている場合については、平成 28 年 12 月末まで従来通りの賠償の継続という形である。風評被害の対象になっている農林水産品をそのまま扱っている方々、もしくは扱わざるを得ない地域密着のサービスの方や、そうした風評被害が根付いてしまっている農林水産品、こ

れらと非常に関係が深い、加工流通業、製造業、サービス事業者等の方々をイメージしていただければと思う。様々な事業を営んでいる方がいらっしゃると思うので、詳しくは、個々にお話をさせていただきたい。

質問7【福島県生活協同組合連合会】

- 今の質問に関連して、実際あったことに疑問を感じている。今は真摯な態度でお話しされているが、今後、被害者に対して、同様な態度で向き合うことが何により担保されるのかが、心配。昨年9月に、突然、東電の本店の弁護士から連絡があり、「3年経ったからもう相当因果関係はない」とのこと。私どもが「東電との最初からのやりとりについて、あなたは分からないだろうから、御説明に上がります」と言ったところ、「会うつもりもないし、結論も変えるつもりがない」と言う。「会うつもりもないし、結論も変えるつもりがない」と言う態度が、何故、「2倍の賠償金を使い果たした後も、真摯に対応させていただきます」となるのか。中小企業者には、東京電力の求める資料を提供し続けるほど暇も体力もない。「2倍の賠償金を使い果たした後も、丁寧に対応させていただきます」ということを担保するものは何か教えていただきたい。

質問7に対する回答【東京電力 林執行役員福島復興本社副代表】

- 御指摘いただいたように、ここにお集まりの皆さんの中にも、いろいろと我々の電話対応で嫌な思いをされたりすることは、多々あったかと思う。我々としても、多くの御意見、御指摘をいただきながら、電話対応も含めて、また、窓口対応も含めて、その都度注意しながら、対応を一層向上させていくつもりである。
- 担保というと非常に難しいが、6月7日に弊社社長が、「しっかりと寄り添った形で、対応させていただく」との話をしているので、今の御指摘も含め、もう一度、気を引き締めながら対応させていただきたい。

質問8【川俣町】

- 資料3の9ページ、償却資産の賠償等について記載があるが、農林業者の持っている償却資産で、例えばビニルハウスなどがあるが、避難が長期化している中で、すべて処分するかしないかの判断に差し掛かっているところがある。その後、償却資産を再度確保できるかどうかということを、農林業者はとても心配している。商工関係の賠償と同等の補填があるものだと考えてよいのかどうか、お伺いさせていただきたい。
- もう一点。東電の窓口の対応に役場でも大変困窮している。役場の窓口で相談に来た方を東電の窓口で相談するよう案内すると、東電から「あなたは対象じゃないです」と言われる。住民の方が、そこで受ける損害というか、精神的なダメージは本当に大きい。「私が言っていることがおかしかったのか？」と言って、相当落ち込み、役

場では、ADRに相談するよう助言するしかない状況である。

質問8に対する回答【東京電力】

- 一点目の償却資産の質問については、基本的には、農林業者についても同じ内容が適用される。財物賠償に係る修復もしくは廃棄費用の賠償内容であるので、品物によっては細かい部分の違いはあるかもしれないが、考え方は同じである。
- 2点目の窓口の問題について心からお詫びを申し上げる。基本的には、我々としては、できるだけ親身に寄り添って対応したいと考えているので、具体的にこういうことがあったと言っただけならば、徹底して改善を図って参りたい。

質問9【福島県薬剤師会】

- 2点お伺いしたい。1点目は、新たな支援主体をつくり、8千事業者を回るとのことだが、団体に対して説明したら、その団体の傘下の事業者は回らないということがあるのか。
- 2つ目は、営業損害の賠償は、直近の逸失利益で2年間計算し、原則終了し、その後の個別協議によっては、相当因果関係のあるものについては賠償するとのことだが、具体的なイメージがあれば、2～3教えていただきたい。

質問9【内閣府】

- 自立支援として、個別事業者を訪問させていただく点については、これから、賠償の各関係団体への説明もあり、また、商工会連合会、商工会なども含め、関係するところの協力もいただかなければいけないと思っており、なるべく早急に御相談に上がりたいと思っている。

質問9に対する回答【東京電力】

- 支援施策での皆さまへの御訪問と今回の賠償内容の説明は、まったく別と考えていただければと思う。今回の賠償の説明については、御要望いただければ、是非、御説明に参りたいと考えている。
- 今回の一括賠償後の個別の事情の具体的なイメージについては、まずは、国が最大限の努力を2年間されると。それに弊社も一生懸命やらせていただくということなので、2年後の状況を弊社が具体的に想像することは、できない状況にある。定性的に申し上げるのであれば、2年後に、ある一定の環境の中で風評被害がある、もしくは、支援策の中の御活用の状況などを踏まえ、個別の御事情を確認することになるのかという、具体的なイメージは持ち合わせていないというのが現状である。

質問10【薬剤師会】

- 今の2点目の回答は、少し無責任のように聞こえる。今の話をマイナスに

受け取ると、「2年後で賠償は終わりだよと。後は、そんなものは想定されない」と考えているように聞こえる。普通、こういうことを始める時は、考えた側が「具体的に基準は作れないけれども、例えば、こういうことをひとつの例として挙げられます」と。そのぐらいのイメージもしないで、「個別に判断して、損害があればやります」というのは、実質的に、もう賠償はないと言っているのに等しいという気がするが、もう一度お答え願う。

質問10に対する回答【東京電力】

- もう一点、付け加えるべきだったのかも知れないが、ひとつ考えているのは、避難指示区域内で、帰還し、事業を再開される方もいらっしゃると思う。また、移転し、新たな地で事業を再開される方、他の仕事に就く方もいらっしゃると思う。その中で、例えば、どうしても戻らなければならない方々、事業をする場所の選択の余地のない方々が戻られて、減収を被られている場合については、そうした個別の事情に当たるのではないかとということであるが、定性的な状況であるが、そうしたものを考えている。

質問11【旅館ホテル生活衛生同業組合】

- 国の方に質問したい。資料3の6ページ、「今後の避難等対象区域外の商工業等に係る損害賠償の考え方」で、下の賠償内容イメージ図は、どのような意図をもってこのように最後が先細りで描かれているのか。観光業は、御存じのように、風評に弱い産業である。旅館業の中でも、浜通り、中通り、会津では、宿泊の状況が全く異なっている。賠償という中では、売上が上がれば、請求を出さなくて済むわけなので、請求がなくなってくれば、風評も終わりだなという見方をされると思う。浜通りの場合は、観光客ではなく、工事関係者、除染業者の宿泊客が大半を占めている。観光客は、まだまだ戻ってきていない。逆に、会津は、工事関係者や除染業者などの宿泊客はいない。震災前と同じ客層で、ずっときている。教育旅行、修学旅行は、未だに県外からの客が戻っていない。県外だけ見れば、会津あたりでも宿泊客数が震災前の4割にも満たない。そうした状況の中、賠償の請求額だけを見てこれを描いているなら、不満としか言いようがない。観光の風評について、今現在時点で結構なので、どのように判断されているかお聞きしたい。
- もうひとつ。前回の全体会議で、中央会会長から言われたと思うが、「一括払いするのであれば、税制優遇してもらわなければ困る」ということについて、今回の説明になかった。一括払いされた場合、約4割を税金で持っていられる。

質問11に対する回答【資源エネルギー庁】

- 6ページの図は、区域外概念。風評というものは、具体的な政府の規制、あるいは、科学的根拠がない場合のものなので、一般的にそれは減少していくというふうに我々は捉えている。その上で、観光業に関して申し上げれば、

多くの場所でまだ風評被害が続いており、修学旅行関係の客が戻っていないとも認識している。ただ、同時に、今回の一括払いの中で、事業者の方も考えられていると思うが、修学旅行にウェイトを置いていたところから、別のところへ動いていくとか、様々な状態の変化を考えられていると思う。そうした中で、被害者の方にも損害の減少に取り組んでいただきながら、国も先ほどの支援策や風評対策を講じながら、一方で、その間は東電がきちっと賠償することでやっていきたいと考えている。従って、先が細っていくというのは、風評被害に関して言えば、一般的に先になればなるほど小さくなるということだと思っている。それが業種や区域によって、大きく違って来る要素があるということも認識している。

- 税の優遇措置については、事業再開を区域内でやられる上で、一度準備金を積むための新たな税制が新しくつくられた。これは、一時に受け取ったものを先の投資にできるという準備金。一方で、区域外のことについては、一般的には利益を補填するのが賠償なので、利益が戻ればどこかで課税されてしまうので、法人税そのものを免ずるような扱いにはなっていないし、中小企業で様々な国の税制などを活用いただくにしても、賠償金そのものを免税するという事はなかなか難しいのではないかと考えている。

質問 1 1 に対する回答【東京電力】

- 一括払いの具体的な税制の取り扱いについては、今、弊社の方からも国に問い合わせをしているので、また改めて御説明させていただければと思う。

質問 1 2 【浪江町】

- 平成 2 9 年 3 月以降の賠償請求について。今のスキームから言うと、平成 2 9 年 3 月以降の請求を考える事業者は、今の段階から相当因果関係及びやむを得ない事情等についての証憑を、2 7 年、2 8 年、2 9 年の 3 年分集め、請求することになる。その間の証憑を全部集めて、一遍に全部出すとの話になると思うが、それが果たしてできる事業者がどれだけいるのかというところと、仮にできたとしても、「相当因果関係がない」と賠償を打切られる可能性がある。それが、果たして被害者の側に立った賠償なのかという疑問があるので、その点をどうお考えなのか。

質問 1 2 に対する回答【東京電力】

- まずは、賠償の考え方、仕組み、もしくは、今後の個別の御事情を伺う在り方について、しっかり事業者様に御説明をさせていただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。
- 弊社事故との相当因果関係、もしくは寄与度という部分については、事業者との話し合いをしっかりとさせていただく。

□結びの言葉【福島県 成田原子力損害対策担当理事】

- 本日、たくさんの意見が出されたが、国及び東京電力においては、今日の意見を真摯に受け止め、次の3点の徹底についてお願いしたい。
- ① 主に国の方になるが、営業損害賠償については、今後2年間の集中的な事業者への支援、これが本当の肝になっていると思う。ここがしっかりと取り組まなければ、全体の賠償のスキームもうまくいかなくなってしまうので、本気になって、しっかりと取り組んでいただきたい。併せて、風評対策も重要。国を挙げて、取り組んでいただきたい。
 - ② 主に東電の方になるが、先日の全体会議で「損害がある場合については賠償を継続する」ことを知事から廣瀬社長に確認をしたところなので、それはぶれないでいただきたい。また、相当因果関係の確認については、非常に皆さん心配されていると思うので、先日も申し上げたとおり、損害の賠償の範囲を幅広く捉え、柔軟な対応をお願いしたい。
 - ③ 本日、東京電力の窓口の問題など、様々な御不満の声があった。これについては、中間指針の第四次追補の中でも、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められていると記載されているので、改めて徹底いただきたい。